



地域とのつながりを
つくる第一歩



自

治

会

に

加入

安心して暮らせるまちづくりのために

しましょう



自治会区域はウェブサイトでも確認できます。詳しくはこちらから→



自治会への加入は、お近くの自治会役員にお申し出ください。

●自治会に関するお問い合わせは、お住まいの区のコミュニティ課へ

西 区 ☎ 620-2621
(FAX620-2671)

北 区 ☎ 669-6021
(FAX669-6161)

大宮区 ☎ 646-3021
(FAX646-3161)

見沼区 ☎ 681-6021
(FAX681-6161)

中央区 ☎ 840-6021
(FAX840-6161)

桜 区 ☎ 856-6131
(FAX856-6273)

浦和区 ☎ 829-6040
(FAX829-6232)

南 区 ☎ 844-7131
(FAX844-7271)

緑 区 ☎ 712-1131
(FAX712-1272)

岩槻区 ☎ 790-0123
(FAX790-0261)

さいたま市・さいたま市自治会連合会

発行：さいたま市市民局市民生活部コミュニティ推進課 TEL048-829-1068 FAX048-829-1969

※このポスターは、6,400部作成し、1部当たりの印刷経費は13円です。R3.1